

サービスエリア等の障害者用駐車場の増設及び屋根の設置等の促進

－ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん －

総務省九州管区行政評価局(局長 角田 祐一)は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮りました。

その検討結果を踏まえ、本日、西日本高速道路株式会社九州支社に対し、障害者等の利便や安全性の向上を図る観点から、下記のとおりあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

私は、家族に身体障害者(車いす利用者)がおり、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア(以下「サービスエリア等」という。)で休憩をする際は障害者用駐車場を利用している。障害者用駐車場の数は限られており、先に駐車している車両があるとやむなく一般向け駐車場に駐車することとなる。一般向けの駐車場は幅が狭く、車いす利用者の乗降は困難であるほか、トイレまでの移動に車両の通行帯を通らねばならず危険なので、店舗が設置され利用者が多いサービスエリア等には、障害者用駐車場を増設してもらいたい。

また、障害者用駐車場に、雨よけのための屋根が設置されていないことがあり、雨天時には降車中にずぶ濡れになってしまう。サービスエリア等の障害者用駐車場には屋根を設置してもらいたい。

【制度等の概要】

- 1 西日本高速道路株式会社(ネクスコ西日本)では、同社の設置基準により、小型車駐車場の設置数に応じた数の障害者用駐車場を設置することとしている。
- 2 障害者用駐車場の設置位置は、多機能トイレに近接した場所で屋根付きを原則とすることとしている。

【当局の調査結果】

九州管内の 48 サービスエリア等における障害者用駐車場の設置状況を確認したところ、次のような状況がみられた。

- 1 障害者用駐車場の設置数が、ネクスコ西日本の設置基準を満たしていない(3 か所)。
- 2 利用者が多いため、障害者用駐車場に駐車できないケースが生じている。【写真 1】
- 3 車両通行帯を横切らねばならず、安全な経路が確保されていない場所に障害者用駐車場が設置されている(5 か所)。【写真 2】
- 4 障害者用駐車場の全部又は一部に屋根が設置されておらず(全部 4 か所、一部 22 か所)、屋根の設置状況の情報が提供されていない。【写真 3】

【行政苦情救済推進会議の主な意見】

- 1 混雑している利用実態を踏まえ、障害者用駐車場を設置すべきである。
- 2 車両通行帯を横切らねばならない障害者用駐車場は設置場所の見直しが必要である。
- 3 障害者用駐車場への屋根の設置状況について、情報を提供すべきである。

【ネクスコ西日本九州支社に対するあっせん】

- 1 設置数の基準を満たすよう障害者用駐車場を増設すること。また、恒常的に駐車場の混雑が見込まれる場合、利用実態を踏まえ、障害者用駐車場の増設を検討すること。
- 2 車両通行帯を横切らねばならず、安全な経路が確保されていない障害者用駐車場は設置場所を見直すこと。
- 3 障害者用駐車場に計画的に屋根を設置するとともに、サービスエリア等ごとの障害者用駐車場の屋根の設置状況についてホームページ等での情報提供を検討すること。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

【行政苦情救済推進会議の構成員】

- 石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授 (座長))
- 久留 百合子 (消費生活アドバイザー)
- 池内 比呂子 (一般社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
- 浅野 秀樹 (弁護士)
- 井上 裕之 (西日本新聞社論説委員長)
- 三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)
- 高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

担当: 首席行政相談官 恵良 和宏

電話: 092-431-7136

写真1 障害者用駐車場が満車で使用できない状況



写真2 休憩施設を利用するため車両の通行帯を横切る必要がある障害者用駐車場



写真3 屋根が設置されていない障害者用駐車場

